

(全般)

Q1 助成対象は何ですか。

A1 助成対象となる経費の区分は次のとおりです。ただし、次の経費に該当しても、助成を受けられない場合があるので御注意ください。(Q2参照)

①労働環境改善経費

助成対象事業者が実施する建設労働者の労働環境の改善に資する次に掲げる施設若しくは設備^{※1}又は備品^{※2}の新設、増設、改修又は購入に要する経費

1. 女性専用施設等(トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等)
2. 熱中症対策・防寒備品等(大型冷風機・暖房器具等)
3. その他労働環境の改善に資すると知事が認めるもの

※1 新築・増築(作業場の拡張)に係る施設等を除く。

※2 付属品等を含み、総額 10 万円以上であるものに限る。また、公共工事において積算に含まれるもの及び発注者と受注者の協議により発注者の負担で現場に設置されるものを除く。

②資格取得経費

助成対象事業者が建設労働者に取得させる建設関係資格の取得に要する経費(受講料、教材費、旅費等)

③現場見学会等開催経費

助成対象事業者が新規に入職しようとする者を対象に開催する現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップに要する経費とする。(広報費、機械器具等借上料、教材費、傷害保険料、参加者旅費等)

④建設事業の生産性向上に関する講習会経費

助成対象事業者が建設労働者に受講させる、生産性向上に関する講習会に要する経費(受講料、自社開催時の講師謝金、教材費等)

Q2 助成対象外となるのは、どのような場合ですか。

A2 次のとおりです。

- (1)当該年度の1月末日までに完了しない事業
- (2)申請書の提出時において既に着手されている事業

(3)同一の年度において既に助成金の交付の決定を受けた者が行う事業

(4)他の助成金等の交付を受けて行われる事業

Q3 助成対象事業に要する経費は、全額対象になりますか。

A3 全額を助成するものではありません。助成対象経費(実費相当額)に助成率2分の1を乗じた額又は上限 50 万円のいずれか低い額となります。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨ててください。また、消費税及び地方消費税は除いてください。

Q4 当社は助成対象事業者にあたりますか。

A4 助成対象事業者は、建設労働者の新規雇用の拡大に向けて職場の魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境改善等に取り組む者のうち、次に示すとおりです。

(1)建設業の許可を受けて建設業を営む中小企業事業主であって、県内に主たる営業所を有する者であること。

(2)建設労働者を雇用して建設事業を行っていること。

(3)ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていること。

(4)県税の滞納がないこと。

(5)過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

Q5 本社が建設業を行っていますが、他の事業所では建設業以外の業務を行っています。この場合、本社以外も対象になりますか。

A5 建設業以外の部門(建設業の許可が不要な工場等)については対象外です。

Q6 「建設労働者」には、建設会社で働く者はすべて含まれますか。

A6 建設事業に従事する労働者をいい、経理、営業等に従事する労働者は含みません。なお、建設工事に伴う現場監督は対象となります。

Q7 宅建業など建設業以外の事業を兼業している会社でも申請できますか。

A7 助成対象事業者の要件を満たしていれば、兼業の有無は問いません。

Q8 県税の納税証明書の提出は必要ですか。

A8 必要ありません。誓約書(様式第 1-2 号)を提出してください。

Q9 事業実施後、実際に採用に至らなければ助成されませんか。

A9 結果として採用に至らなくても助成されます。県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていることを助成の要件としています。

Q10 郵送、FAX、メールでの提出は可能ですか。

A10 広島県電子申請システムで提出してください。インターネット環境がない等で電子申請が利用できない場合は、当課までご相談ください。

Q11 今年度、すでに交付を受けたのですが、対象となる別の事業を実施する予定があるため、追加で申請したいです。交付を受けられますか。

A11 同一の年度においては、申請は1回のみできます。すでに交付を受けた場合は、追加の申請はできません。

Q12 助成金の申請後、いつから着手できますか。

A12 実際の着手(備品の購入、資格申請の申し込み等)は県の交付決定日以降としてください。なお、交付決定日前に着手するものは対象外となります。

Q13 助成金の申請後、交付決定までどれくらいかかりますか。

A13 常の場合、概ね1か月を想定しています。(補正等により、遅延する場合があります。)

Q14 見積はインターネット上の価格(通販サイトやメーカーHP等)を見積書の代わりとしてもよいですか。

A14 広島県内に本社を置く複数の事業者からの見積りを基本としています。困難な場合は、その理由書を任意の様式により提出してください。(当該事業者でないとその目的が達成できないなど。)

Q15 会社概要を作成した時の従業員数と現在の従業員数が違います。現在の従業員数が分かるものは、何を提出したらよいですか。

A15 健康保険標準報酬決定通知書の写しなど、最新の従業員数がわかるものでも可能です。

(労働環境改善経費)

Q16 どのような備品が対象となりますか。

A16 作業効率や生産性向上に資する機械等、労働環境改善につながる備品の購入については、助成対象です。ただし、付属品等を含み、備品1点あたり総額 10 万円以上であるものに限ります。また、不動産取得(建物の新築・購入、土地取得)は対象外です。

Q17 「付属品等を含み、備品1点あたり総額 10 万円以上であるものに限る。」とありますが、付属品とはどのようなものですか。

A17 商品に付属品が含まれる場合は、対象となります。(別売りの付属品は対象外です。)

Q18 リースの商品も対象となりますか。

A18 助成対象外です。毎月の利用料等を支払う形態の経費(サブスクリプション、リース、レンタル等)

は、助成対象としていません。

Q19 事業場の拡張(新築・増築)に合わせて既存事業場部分にトイレ等を新增設する場合、トイレ等の部分は助成対象になりますか。

A19 助成対象外です。ただし、既存事業場部分のトイレ等を改修する場合は助成対象になります。

Q20 「撤退した企業の事業場等」を譲り受け、改修する場合、助成対象になりますか。

A20 助成対象です。なお、譲り渡すために改修する場合は、助成対象外です。

Q21 建物賃貸借契約等により借りている施設を改修する場合、助成対象になりますか。

A21 助成対象外です。自社建物が対象となります。

Q22 建物賃貸借契約等により、他社に貸し出している自社建物は助成対象になりますか。

A22 申請企業以外の従業員が使用する施設は、助成対象外です。

Q23 これまで男女兼用のトイレが1つだったので、女性専用のトイレの増築を計画しています。どこまでが助成対象になりますか。

A23 増築に係る便座等一式と壁やドアの設置などが対象になります。なお、男女兼用だったトイレを男性専用に変更した部分の経費は、助成対象外です。→男女別トイレの整備に伴う経費は全て助成対象としました。

Q24 これまで男女兼用の更衣室が1つだったので、それを分割して、女性専用の更衣室を作ること計画しています。どこまでが助成対象になりますか。

A24 新たに追加購入するロッカー代、パーテーション代、また、扉を購入する場合は、女性側のみが対象になります。ただし、助成対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて10万円以上のものに限られます。

Q25 男女共用トイレの個室を和式から洋式に改修します。助成対象になりますか。

A25 助成対象外です。ただし、男女共用トイレを女性専用トイレに改修する工事内で和式から洋式にする場合は対象になります。

Q26 既存の女性専用トイレの改修を計画しています。どこまでが助成対象になりますか。

A26 洗浄機能付き便座への変更や洗面台、疑似流水音装置等、「新たな機能の追加を伴う改修」は、対象になります(なお、助成対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて10万円以上のものに限られます)。ただし、古くなったトイレ設備の更新など、既にある設備機能の向上に伴う改修については、助成対象外です。

Q27 既存の女性更衣室の備品を新品に買い替えます。助成対象になりますか。

A27 助成対象外です。

Q28 女性専用トイレをレンタルで調達します。レンタル費用は、助成対象になりますか。

A28 助成対象外です。

Q29 女性専用トイレの改修に伴い、仮設トイレを設置します。助成対象になりますか。

A29 助成対象外です。見積書に含まれていても問題ありませんが、助成対象経費からは除きます。

Q30 自社で施工する場合は、助成対象になりますか。

A30 助成対象外です。ただし、トイレ等の備品を購入し、自社施工する場合は、備品購入費(10 万円以上)のみ助成対象となります。

Q31 大型冷風機をレンタルで調達します。レンタル費用は、助成対象になりますか。

A31 助成対象外です。

Q32 熱中症対策として空調服を複数購入し、総額 10 万円以上になりました。助成対象になりますか。

A32 助成対象外です。対象は、付属品等を含み、備品1点あたり総額 10 万円以上であるものに限り
ます。

Q33 福利厚生として事業所内に設置する設備は対象となりますか。(ジムなど)

A33 助成対象外です。直接業務に関連するもののみが対象です。

(資格取得経費)

Q34 資格を取得しようと受講したものの、取得できなかった場合、助成対象になりますか。

A34 助成対象外です。取得した資格の写しを提出することが助成条件になります。

Q35 資格取得のために要する旅費は、すべて助成対象になりますか。

A35 基本的には対象になりますが、県外等遠方への旅費の場合、その場所ではないと受講や資格取得ができない合理的な理由を示す必要があります。

Q36 資格であれば、何でも助成対象になりますか。

A36 原則、業務上必要となる、建設関係の資格に限ります。(施工管理技士、基幹技能者等)ただし、
除雪・修繕・パトロール等、地域維持事業として建設業者が請け負っている業務は、対象となります。

Q37 既に資格申請等の申し込みを行っているもので、まだ講習を受けていないものは対象になりますか。「申請書の提出時において既に着手されている事業」とは、どのようなものですか。

A37 助成対象外です。助成金の交付申請受付期間(令和7年5月 26 日～令和7年 11 月 28 日)かつ助成金申請日から起算して14日以上経過した日以降に資格申請等の申し込みを行えるもので、当該年度の1月末日までに資格を取得(複数回に分割して行われる資格試験については、該当回の合格

発表)できるものについては、対象となります。なお、受講証明や修了証の発行のみ行う講習については対象外です。

(現場見学会等開催経費)

Q38 ハローワークの求人対象とは異なる、高校生を対象とした現場見学会は助成対象となりますか。

A38 助成対象です。

Q39 現場見学会開催において、いつが「事業着手日」となりますか。

A39 開催準備に着手した日が「事業着手日」となります。

(建設事業の生産性向上に関する講習会経費)

Q40 「建設労働者に受講させる」とありますが、建設労働者と建設労働者以外が一緒に受講する場合、助成対象になりますか。

A40 建設労働者が含まれていれば、助成対象です。

Q41 「生産性向上に関する」とは、具体的にどのような内容でしょうか。

A41 建設現場における DX(デジタルトランスフォーメーション)や ICT 技術の利用事例の紹介、活用技術の体験会等を想定しています。助成対象となるかは、講習会の実施予定内容から個別に判断します。